

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年4月17日
【計算期間】	第11特定期間（自 平成20年7月18日 至 平成21年1月19日）
【ファンド名】	UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡村 進
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【連絡場所】	本店の所在の場所に同じ
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型／海外／債券に属します。以下、社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

※商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
海外	組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月)	グローバル（除く日本） 日本 北米 欧州 アジア
債券 一般 公債 社債 その他債券	年12回 (毎月) 日々 その他	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング
不動産投信 その他資産 (投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型））) 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		

※属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
債券 公債	日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する
年12回(毎月)	年12回(毎月)決算する
オセアニア	組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする

(注)上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

③信託金の限度額

3,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

1. オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。

- ・ オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債を主要投資対象とします。
- ・ UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス(円換算ベース)をベンチマーク(注)とします。
- ・ 組入債券の平均格付けは、原則として、AA-格相当以上を維持します。
- ・ 投資する債券は、原則として取得時においてA-格相当以上の格付けを取得している公社債、または(これらの格付けが無い場合)委託会社が同等と判断した公社債に限定します。

信用格付け

格付けとは、債券の元本返済および利金の支払いが当初の予定どおり行われる確実性の評価をランク付けしたものをいいます。スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社などの格付機関が格付けを行っています。付与された格付けは随時見直され、発行体の財務状況の変化などによって変更されます。

低い格付けを持つ債券ほど、元本返済および利金の支払いが定めどおり行われる確実性が低く、よって信用リスクが高いということになります。

	スタンダード・ アンド・プアーズ社	ムーディーズ社	信用度
投資適格債 (BBB-以上)	AAA	Aaa	高い ↑
	AA	Aa	
	A	A	
	BBB	Baa	
投資適格債未満 (BBB-未満)	BB	Ba	↓ 低い
	B	B	
	CCC	Caa	
	CC	Ca	
	C	C	
	D		

格付機関の格付けは、最高位以外のものについて3段階の格付けが付されています。スタンダード・アンド・プアーズ社の場合 AA+, AA, AA-, A+, A, A-, ムーディーズ社の場合 Aa1, Aa2, Aa3, A1, A2, A3 と表されます。

UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス

オーストラリアの債券市場の値動きを表す代表的な指数であり、オーストラリアの国債および州政府債により構成されています。UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス（円換算ベース）は、当インデックスを委託会社が円換算したものです。

（注）ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たり、運用目標の基準あるいはパフォーマンスを評価するための基準です。

2. 組入国債等の利子・配当収益を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。

毎月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、信託約款の運用の基本方針に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行います。分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※基準価額が当初元本である1万円（1万口当たり）を下回る場合においても、利子・配当収益を中心に分配を行う方針です。

3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

外貨建資産への投資割合は高位を保ち、原則として為替ヘッジは行いませんので、為替変動リスクがあります。ただし市況動向等により、為替ヘッジを行う場合があります。

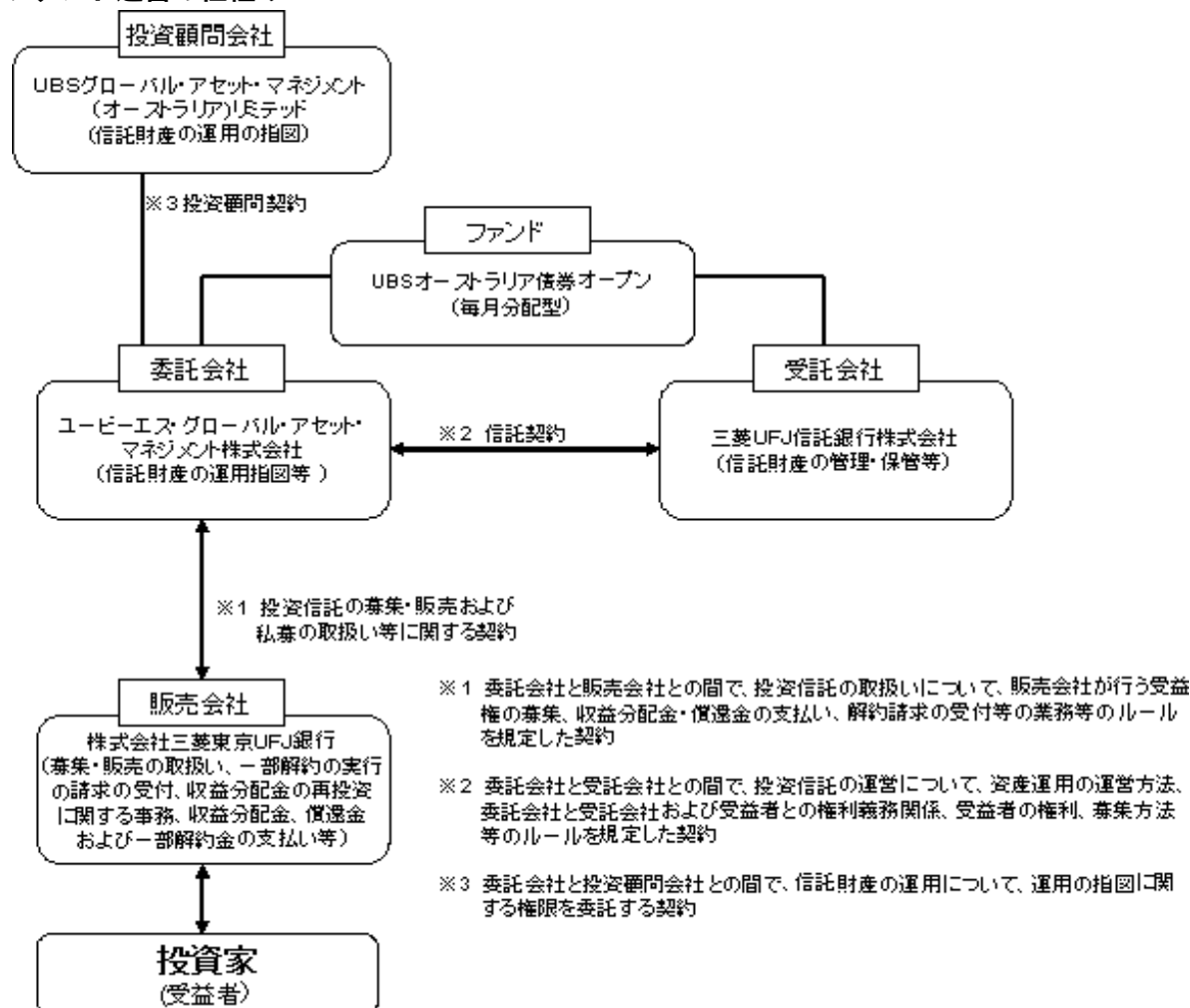
4. 運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。

スイスを本拠地とする世界最大級の総合金融サービス機関であるUBSグループの一員です。

※ 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】

①ファンド運営の仕組み



② 委託会社の概況（平成21年4月17日現在）

1. 資本金

22億円

2. 沿革

- 平成8年4月1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
- 平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
- 平成12年7月1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
- 平成14年4月8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

3. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・エイ・ジー	スイス共和国 バーゼル CH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ① オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資を行います。
- ② UBSオーストラリア・ガバメント・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、市況動向等により、為替ヘッジを行う場合があります。
- ④ 株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換および新株予約権の行使等により取得した株券に限ります。
- ⑤ 運用指図に関する権限は、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッドに委託します。
- ⑥ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨ なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用を行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

【投資対象とする資産の種類】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- ① 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 1. 有価証券
 2. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利
 - (1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
 - (4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引に係る権利
 - (5) 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (6) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (7) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
 - (8) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをい

います。）に係る権利

(9)金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利

(10)金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

3. 約束手形

4. 金銭債権

② 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

[有価証券]

委託会社は、信託金を主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債の転換および新株予約権の行使等により取得した株券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 8. コマーシャル・ペーパー
 9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 11. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 14. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 15. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 16. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 17. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券、第9号ならびに第14号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券及び第9号ならびに第14号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号の証券ならびに第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

[金融商品]

委託会社は、信託金を、前記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

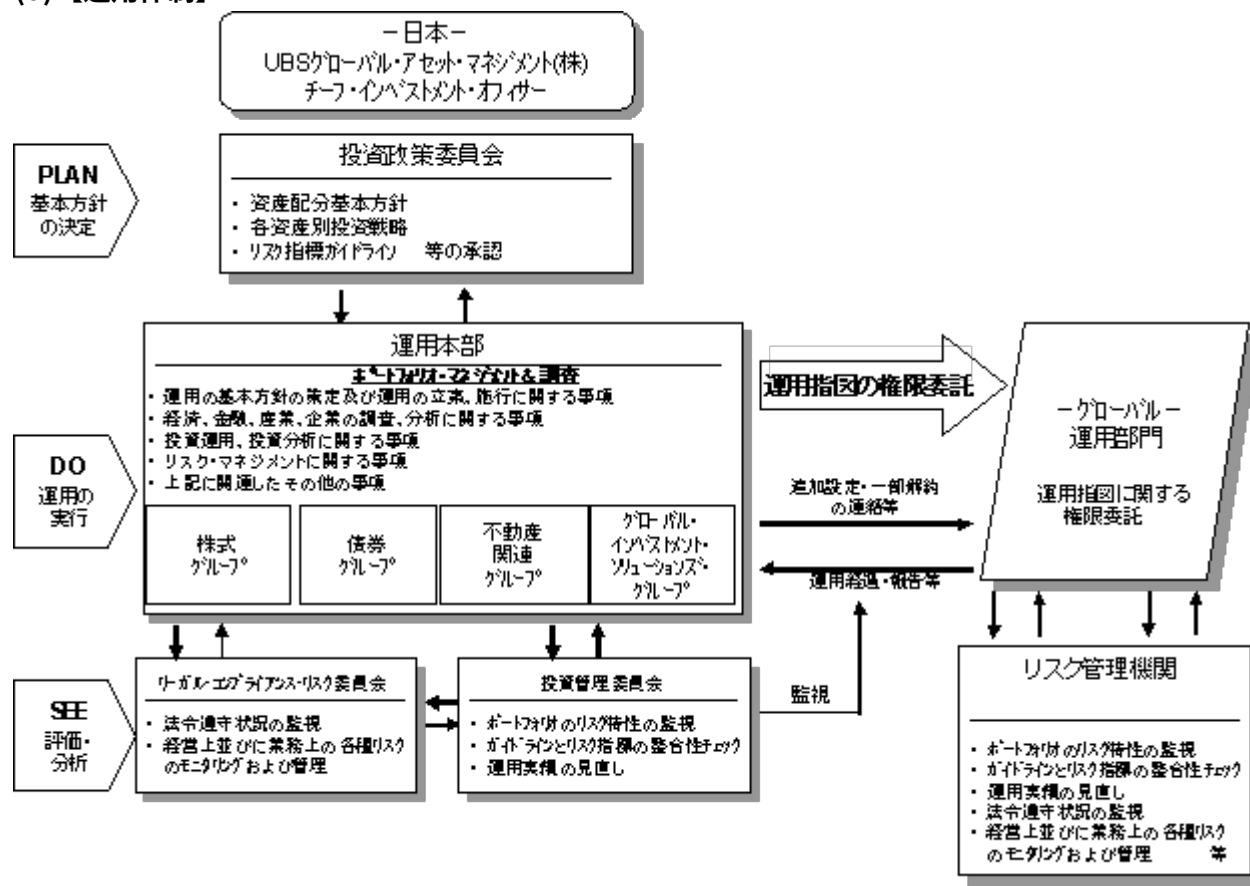
[金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記1.～6.に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

[その他の投資対象]

- ① 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。
- ② 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（スワップ取引）を行うことの指図をすることができます。
- ④ 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑥ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。
- ⑦ 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。
- ⑧ 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金による有価証券等の運用は行わないものとします。

(3) 【運用体制】



※上記の体制は今後変更される場合があります。

(2009年3月末現在)

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策委員会：

投資政策及び運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会はチーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）が毎月招集し、その議事運営には、CIOの他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

投資管理委員会：

運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関として投資管理委員会を、取締役会直属の

機関として設置しております。投資管理委員会は事務管理本部長が毎月招集し、その議事運営にあたり、事務管理本部長の他、パフォーマンス分析担当者、運用本部の担当者、クライアント・マネジメント部のヘッドまたは担当者、投信営業本部の担当者、法規管理室長の6名程度がメンバーとして参加します。また、これらのメンバーとは別に、当委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

リーガル・コンプライアンス・リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上並びに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関としてリーガル・コンプライアンス・リスク委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リーガル・コンプライアンス・リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、管理部門統括責任者、法規管理室、運用本部、年金営業部／コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、事務管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの15名程度により構成されております。また、リーガル・コンプライアンス・リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として毎月17日。ただし休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

① 分配対象収益等の範囲

経費控除後の利子・配当収入および売買益等の全額とします。

② 分配対象収益等についての分配方針

分配金額は原則として利子・配当収益を中心に、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益等が少額の場合には分配を行わないこともあります。

③ 留保益等の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した収益等については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

（注）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「累積投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

〔信託約款による投資制限〕

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債等への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

〔法令による投資制限〕

1. デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な

方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとし、

2. 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとし、

3 【投資リスク】

当ファンドは、主にオーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等を投資対象としますので、金利の変動や、組入公社債の発行体の業績悪化等の影響により、組入公社債が下落した場合には、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、オーストラリアドル等の外国通貨と日本円との間の為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次のとおりです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

(1) 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には公社債の市場価格は下落する傾向があります。

・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

(2) 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

(3) 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

(4) カントリーリスク

外国証券へ投資する場合には、投資対象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

(5) その他

（短期金融商品の信用リスク）

- ・ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

（買付および換金申込に係る制限）

- ・買付または換金の申込日が、シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日と同日の場合には、当該買付または換金の申込は受け付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込の受け付けを中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

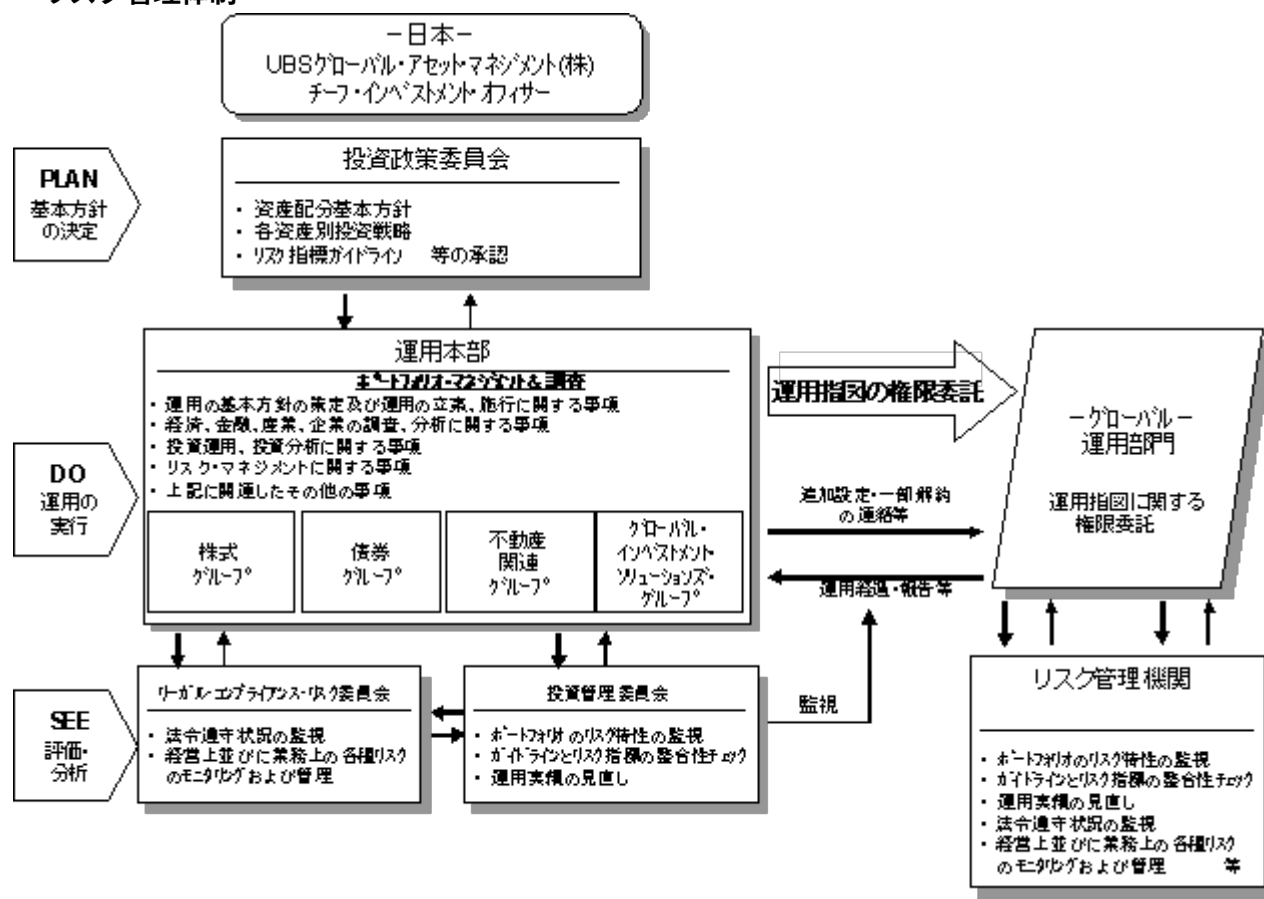
投資信託に関する一般的ナリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ・金融商品取引業者（従来の証券会社）以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

リスク管理体制



(2009年3月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

受益者が、買付から換金（解約）・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金は以下のとおりです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは以下「（1）申込手数料」から「（5）課税上の取扱い」までの各項目をご覧ください。

① 買付時、収益分配時、換金（解約）時および償還時にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金
買付時	申込手数料(※1)	買付申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税・地方税(※2)	普通分配金に対し20% （所得税15%、地方税5%）
換金(解約)時	信託財産留保額	解約申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%
	所得税・地方税(※2)	換金(解約)時の差益に対し20% （所得税15%、地方税5%）
償還時	所得税・地方税(※2)	償還時の差益に対し20% （所得税15%、地方税5%）

※1 収益分配金を再投資する場合は無手数料です。また償還乗換えの場合は償還金額の範囲内で取得する金額については無手数料となる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※2 原則として個人の受益者については20%（所得税15%、地方税5%）の税率となりますが、条件によっては平成22年12月31日までは特例措置として、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。詳しくは後記「（5）課税上の取扱い」をご覧ください。

② 信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用

時 期	項 目	費 用
保有時	信託報酬	純資産総額に対して年率1.05%（税抜1.00%）
	監査費用	監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額として、年105万円を上限（当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。）に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。
	信託事務の諸費用(※1)	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該信託事務の諸費用に係る消費税等相当額
	売買委託手数料等(※1)	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

※1 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

（注）①および②の費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

(1)【申込手数料】

買付申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

ただし、買付申込者が販売会社との間で累積投資に関する契約（他の名称で同様の契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を締結し、収益分配金から税金等を差引いた額を再投資する場合は無手数料とします。また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で取得する金額について無手数料となる場合があります。

償還乗換えとは、買付申込受付日が属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドを申込み場合をいいます。

詳しくは、「第一部 証券情報(5)申込手数料」をご覧ください。

手数料率は申込方法等により異なり、また変更される場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2)【換金（解約）手数料】**① 換金手数料**

ありません。

② 信託財産留保額

解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た金額

※ 信託財産留保額とは償還時まで投資を続けられる投資家との公平性に資するために導入されたもので、信託財産中に留保され、運用資金の一部となります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.05%（税抜1.00%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の総額 (年率)	配 分（年率）		
	委託会社	販売会社	受託会社
信託財産の純資産総額の1.05% (税抜1.00%)	0.49875% (税抜0.475%)	0.49875% (税抜0.475%)	0.05250% (税抜0.050%)

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

なお、運用の指図権限の委託を受ける投資顧問会社の報酬は、委託会社と投資顧問会社の間で別に定める契約に基づき、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

[監査費用]

監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額として、年105万円を上限（当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。）に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

① 売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等。

② 租税等

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用、借入金の利息および立替金の利息。

なお、上記①及び②は、実費として信託財産より支弁されます。なお、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、あらかじめ金額および計算方法を表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

〔収益分配時〕

収益分配時の普通分配金については、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の源泉徴収の税率が適用となります。

ただし、平成22年12月31日までは特例措置として、その年間の普通分配金など上場株式等の配当等の金額の合計額が100万円（年間の支払金額が1万円以下の銘柄に係るものを除きます。）以下の場合には、10%（所得税7%および地方税3%）の源泉徴収の税率が適用され申告不要の特例がありますが、100万円を超える場合には確定申告が必要となります。この場合、総合課税に替えて申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

〔一部解約時および償還時〕

一部解約時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行なわれ、原則として20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

ただし、平成22年12月31日までは特例措置として、その年間の上場株式等の譲渡所得等の金額の合計額が500万円以下の場合には、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収選択口座においては申告不要の特例がありますが、500万円を超える場合には源泉徴収選択口座を利用している場合でも、確定申告が必要となります。この場合の税率は、500万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、500万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。

時期	H21.1.1～H22.12.31				H23.1.1以降	
	課税区分		税率		課税区分	税率
収益分配時の 普通分配金	配当 所得	年間で 100万円以下の部分 特例措置*	10%	⇒	配当所得	20%
		年間で 100万円超の部分	20%			
解約時、償還時 の差益	譲 渡 所 得	年間で 500万円以下の部分 特例措置*	10%	⇒	譲渡所得	20%
		年間で 500万円超の部分	20%			

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となり、地方税の源泉徴収はありません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

④ 収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

(イ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

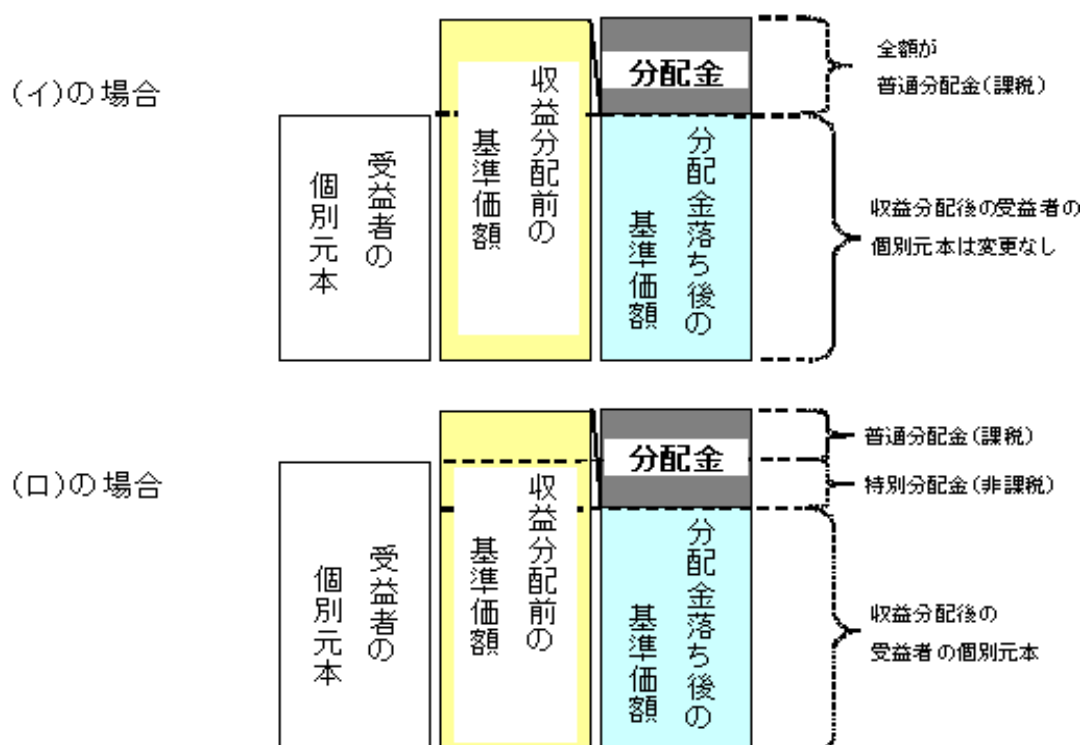
(ロ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、上記の内容は平成21年1月1日現在の税制であり、税法が改正された場合には、上記の内容は変更となる場合があります。

< 分配金に関するイメージ >



5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

(2009年2月27日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	オーストラリア	38,812,854,859	71.32
	国際機関	8,711,930,537	16.00
	小 計	47,524,785,396	87.33
地方債証券	オーストラリア	2,282,639,106	4.19
社債券	オーストラリア	2,189,245,103	4.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	2,421,687,341	4.45
合計(純資産総額)	－	54,418,356,946	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年2月27日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 06/14/11	110,600,000	6,637.46	7,341,032,319	6,604.86	7,304,981,453	6	2011年6月14日	13.42
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 07/14/09	75,300,000	6,393.11	4,814,019,247	6,386.86	4,809,310,113	6	2009年7月14日	8.83
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 07/14/09	59,000,000	6,392.48	3,771,568,008	6,385.85	3,767,654,627	6	2009年7月14日	6.92
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 06/14/11	52,000,000	6,632.28	3,448,786,364	6,599.62	3,431,803,741	6	2011年6月14日	6.30
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 10/14/15	49,000,000	6,743.01	3,304,079,055	6,612.69	3,240,222,397	6	2015年10月14日	5.95
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 08/14/13	47,600,000	6,714.52	3,196,115,713	6,627.16	3,154,530,397	6	2013年8月14日	5.79
オーストラリア	特殊債券	NSWTC 5 1/2 03/01/17	46,500,000	6,517.05	3,030,432,616	6,412.95	2,982,024,181	5.5	2017年3月1日	5.47
オーストラリア	特殊債券	NSWTC 5 1/2 08/01/14	45,000,000	6,568.47	2,955,815,896	6,495.58	2,923,011,715	5.5	2014年8月1日	5.37
オーストラリア	特殊債券	NSWTC 6 05/01/12	41,600,000	6,672.20	2,775,637,242	6,629.18	2,757,741,434	6	2012年5月1日	5.06
国際機関	特殊債券	UKRAIL 5 1/2 07/20/10	36,300,000	6,484.77	2,353,974,965	6,481.55	2,352,805,499	5.5	2010年7月20日	4.32
オーストラリア	地方債証券	TCV 6 1/4 10/15/12	34,000,000	6,756.03	2,297,050,710	6,713.64	2,282,639,106	6.25	2012年10月15日	4.19
国際機関	特殊債券	EUROF 6 08/15/10	30,000,000	6,536.51	1,960,954,725	6,531.58	1,959,476,547	6	2010年8月15日	3.60
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 09/14/17	28,600,000	6,740.49	1,927,780,620	6,551.17	1,873,634,960	6	2017年9月14日	3.44
オーストラリア	社債券	ANZ 5 1/4 01/16/14	24,500,000	6,457.86	1,582,177,929	6,403.47	1,568,852,533	5.25	2014年1月16日	2.88
オーストラリア	特殊債券	NSWTC5 1/2 08/01/14	23,200,000	6,577.70	1,526,027,000	6,501.64	1,508,381,851	5.5	2014年8月1日	2.77
国際機関	特殊債券	NRWBK 6 1/4 09/12/11	19,700,000	6,556.28	1,291,588,728	6,552.43	1,290,829,614	6.25	2011年9月12日	2.37
オーストラリア	特殊債券	QTC 6 08/14/13	16,000,000	6,706.63	1,073,061,209	6,622.23	1,059,557,990	6	2013年8月14日	1.94
国際機関	特殊債券	IADB 5 3/4 12/22/10	14,500,000	6,546.81	949,287,806	6,542.89	948,719,908	5.75	2010年12月22日	1.74
国際機関	特殊債券	EIB 5 3/8 01/24/11	14,500,000	6,515.79	944,790,418	6,512.38	944,295,797	5.375	2011年1月24日	1.73
オーストラリア	社債券	CBA 4 1/2 02/20/14	10,000,000	6,287.56	628,756,278	6,203.92	620,392,570	4.5	2014年2月20日	1.14
国際機関	特殊債券	5.5%KFW 08/15/10	9,000,000	6,490.46	584,141,833	6,479.91	583,192,388	5.5	2010年8月15日	1.07
国際機関	特殊債券	RENTEN 5 3/4 01/21/15	7,800,000	6,521.29	508,660,758	6,500.88	507,069,253	5.75	2015年1月21日	0.93
国際機関	特殊債券	EUROF 5 1/2 06/30/20	2,000,000	6,364.37	127,287,550	6,277.07	125,541,531	5.5	2020年6月30日	0.23

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別投資比率（2009年2月27日現在）

種類	投資比率（%）
特殊債券	87.33
地方債証券	4.19
社債券	4.02
合計	95.54

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（先物）

（2009年2月27日現在）

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額（円）	投資 比率 （%）
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	AUST 10YR 6%	買建	1,161	オーストラリア ドル	131,550,878.25	132,817,784.67	8,390,099,457	15.41
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	AUST 03YR 6%	売建	754	オーストラリア ドル	81,303,887.86	81,415,947.34	5,143,045,393	△9.45
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商品 取引所	30-DAY INTER	売建	15	オーストラリア ドル	3,575,268.45	3,574,898.55	225,826,341	△0.41

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2009年2月27日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	年月日	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	1万口当たり 純資産額（分配落） （円）	1万口当たり 純資産額（分配付） （円）
第1特定期間	第1計算期末 （2003年11月17日）	11,384	11,430	9,858	9,898
	第2計算期末 （2003年12月17日）	12,923	12,974	10,115	10,155
	第3計算期末 （2004年1月19日）	14,352	14,407	10,297	10,337
第2特定期間	第4計算期末 （2004年2月17日）	16,116	16,176	10,664	10,704
	第5計算期末 （2004年3月17日）	16,439	16,502	10,381	10,421
	第6計算期末 （2004年4月19日）	17,457	17,534	10,221	10,266
	第7計算期末 （2004年5月17日）	18,372	18,456	9,911	9,956
	第8計算期末 （2004年6月17日）	21,092	21,191	9,585	9,630
	第9計算期末 （2004年7月20日）	24,104	24,211	10,137	10,182

第3特定期間	第10計算期末 (2004年8月17日)	26,304	26,421	10,139	10,184
	第11計算期末 (2004年9月17日)	28,756	28,888	9,841	9,886
	第12計算期末 (2004年10月18日)	31,246	31,383	10,256	10,301
	第13計算期末 (2004年11月17日)	32,794	32,936	10,388	10,433
	第14計算期末 (2004年12月17日)	34,031	34,180	10,237	10,282
	第15計算期末 (2005年1月17日)	35,610	35,771	9,951	9,996
第4特定期間	第16計算期末 (2005年2月17日)	40,855	41,030	10,528	10,573
	第17計算期末 (2005年3月17日)	42,465	42,648	10,437	10,482
	第18計算期末 (2005年4月18日)	44,614	44,805	10,500	10,545
	第19計算期末 (2005年5月17日)	46,022	46,223	10,318	10,363
	第20計算期末 (2005年6月17日)	51,132	51,346	10,752	10,797
	第21計算期末 (2005年7月19日)	53,631	53,855	10,754	10,799
第5特定期間	第22計算期末 (2005年8月17日)	55,860	56,094	10,741	10,786
	第23計算期末 (2005年9月20日)	60,098	60,346	10,896	10,941
	第24計算期末 (2005年10月17日)	63,674	63,938	10,871	10,916
	第25計算期末 (2005年11月17日)	67,933	68,210	11,040	11,085
	第26計算期末 (2005年12月19日)	68,861	69,143	10,966	11,011
	第27計算期末 (2006年1月17日)	71,614	71,904	11,099	11,144
第6特定期間	第28計算期末 (2006年2月17日)	72,932	73,227	11,131	11,176
	第29計算期末 (2006年3月17日)	72,536	72,834	10,943	10,988
	第30計算期末 (2006年4月17日)	72,692	72,993	10,875	10,920
	第31計算期末 (2006年5月17日)	69,816	70,114	10,520	10,565
	第32計算期末 (2006年6月19日)	70,626	70,925	10,642	10,687
	第33計算期末 (2006年7月18日)	72,430	72,729	10,886	10,931

第7特定期間	第34計算期末 (2006年8月17日)	73,385	73,684	11,022	11,067
	第35計算期末 (2006年9月19日)	73,176	73,473	11,094	11,139
	第36計算期末 (2006年10月17日)	73,384	73,681	11,156	11,201
	第37計算期末 (2006年11月17日)	73,179	73,470	11,318	11,363
	第38計算期末 (2006年12月18日)	73,376	73,665	11,455	11,500
	第39計算期末 (2007年1月17日)	74,311	74,597	11,690	11,735
第8特定期間	第40計算期末 (2007年2月19日)	72,306	72,584	11,701	11,746
	第41計算期末 (2007年3月19日)	70,105	70,378	11,550	11,595
	第42計算期末 (2007年4月17日)	73,359	73,658	12,272	12,322
	第43計算期末 (2007年5月17日)	73,239	73,535	12,362	12,412
	第44計算期末 (2007年6月18日)	74,202	74,495	12,661	12,711
	第45計算期末 (2007年7月17日)	75,141	75,431	12,975	13,025
第9特定期間	第46計算期末 (2007年8月17日)	63,562	63,848	11,089	11,139
	第47計算期末 (2007年9月18日)	67,365	67,651	11,760	11,810
	第48計算期末 (2007年10月17日)	71,791	72,076	12,557	12,607
	第49計算期末 (2007年11月19日)	69,252	69,538	12,107	12,157
	第50計算期末 (2007年12月17日)	68,030	68,317	11,861	11,911
	第51計算期末 (2008年1月17日)	66,635	66,923	11,566	11,616
第10特定期間	第52計算期末 (2008年2月18日)	68,290	68,578	11,823	11,873
	第53計算期末 (2008年3月17日)	64,774	65,065	11,127	11,177
	第54計算期末 (2008年4月17日)	68,700	68,993	11,702	11,752
	第55計算期末 (2008年5月19日)	71,202	71,496	12,105	12,155
	第56計算期末 (2008年6月17日)	71,483	71,776	12,176	12,226
	第57計算期末 (2008年7月17日)	73,116	73,409	12,483	12,533

第11特定期間	第58計算期末 (2008年8月18日)	69,110	69,572	11,980	12,060
	第59計算期末 (2008年9月17日)	63,436	63,907	10,787	10,867
	第60計算期末 (2008年10月17日)	54,011	54,490	9,026	9,106
	第61計算期末 (2008年11月17日)	48,832	49,320	8,014	8,094
	第62計算期末 (2008年12月17日)	50,163	50,662	8,045	8,125
	第63計算期末 (2009年1月19日)	52,428	52,945	8,116	8,196
2008年2月末日		68,730	—	11,870	—
2008年3月末日		65,713	—	11,230	—
2008年4月末日		69,322	—	11,801	—
2008年5月末日		71,637	—	12,181	—
2008年6月末日		72,663	—	12,380	—
2008年7月末日		73,090	—	12,522	—
2008年8月末日		68,173	—	11,808	—
2008年9月末日		61,731	—	10,412	—
2008年10月末日		50,612	—	8,422	—
2008年11月末日		50,622	—	8,242	—
2008年12月末日		52,204	—	8,251	—
2009年1月末日		50,121	—	7,658	—
2009年2月末日		54,418	—	8,167	—

②【分配の推移】

計算期間			1万口当たりの 分配金（円）
第1計算期間	自 2003年8月15日 至 2003年11月17日		40
第2計算期間	自 2003年11月18日 至 2003年12月17日		40
第3計算期間	自 2003年12月18日 至 2004年1月19日		40
第4計算期間	自 2004年1月20日 至 2004年2月17日		40
第5計算期間	自 2004年2月18日 至 2004年3月17日		40
第6計算期間	自 2004年3月18日 至 2004年4月19日		45
第7計算期間	自 2004年4月20日 至 2004年5月17日		45
第8計算期間	自 2004年5月18日 至 2004年6月17日		45
第9計算期間	自 2004年6月18日 至 2004年7月20日		45
第10計算期間	自 2004年7月21日 至 2004年8月17日		45
第11計算期間	自 2004年8月18日 至 2004年9月17日		45

第12計算期間	自 至	2004年9月18日 2004年10月18日	45
第13計算期間	自 至	2004年10月19日 2004年11月17日	45
第14計算期間	自 至	2004年11月18日 2004年12月17日	45
第15計算期間	自 至	2004年12月18日 2005年1月17日	45
第16計算期間	自 至	2005年1月18日 2005年2月17日	45
第17計算期間	自 至	2005年2月18日 2005年3月17日	45
第18計算期間	自 至	2005年3月18日 2005年4月18日	45
第19計算期間	自 至	2005年4月19日 2005年5月17日	45
第20計算期間	自 至	2005年5月18日 2005年6月17日	45
第21計算期間	自 至	2005年6月18日 2005年7月19日	45
第22計算期間	自 至	2005年7月20日 2005年8月17日	45
第23計算期間	自 至	2005年8月18日 2005年9月20日	45
第24計算期間	自 至	2005年9月21日 2005年10月17日	45
第25計算期間	自 至	2005年10月18日 2005年11月17日	45
第26計算期間	自 至	2005年11月18日 2005年12月19日	45
第27計算期間	自 至	2005年12月20日 2006年1月17日	45
第28計算期間	自 至	2006年1月18日 2006年2月17日	45
第29計算期間	自 至	2006年2月18日 2006年3月17日	45
第30計算期間	自 至	2006年3月18日 2006年4月17日	45
第31計算期間	自 至	2006年4月18日 2006年5月17日	45
第32計算期間	自 至	2006年5月18日 2006年6月19日	45
第33計算期間	自 至	2006年6月20日 2006年7月18日	45
第34計算期間	自 至	2006年7月19日 2006年8月17日	45
第35計算期間	自 至	2006年8月18日 2006年9月19日	45

第36計算期間	自 至	2006年9月20日 2006年10月17日	45
第37計算期間	自 至	2006年10月18日 2006年11月17日	45
第38計算期間	自 至	2006年11月18日 2006年12月18日	45
第39計算期間	自 至	2006年12月19日 2007年1月17日	45
第40計算期間	自 至	2007年1月18日 2007年2月19日	45
第41計算期間	自 至	2007年2月20日 2007年3月19日	45
第42計算期間	自 至	2007年3月20日 2007年4月17日	50
第43計算期間	自 至	2007年4月18日 2007年5月17日	50
第44計算期間	自 至	2007年5月18日 2007年6月18日	50
第45計算期間	自 至	2007年6月19日 2007年7月17日	50
第46計算期間	自 至	2007年7月18日 2007年8月17日	50
第47計算期間	自 至	2007年8月18日 2007年9月18日	50
第48計算期間	自 至	2007年9月19日 2007年10月17日	50
第49計算期間	自 至	2007年10月18日 2007年11月19日	50
第50計算期間	自 至	2007年11月20日 2007年12月17日	50
第51計算期間	自 至	2007年12月18日 2008年1月17日	50
第52計算期間	自 至	2008年1月18日 2008年2月18日	50
第53計算期間	自 至	2008年2月19日 2008年3月17日	50
第54計算期間	自 至	2008年3月18日 2008年4月17日	50
第55計算期間	自 至	2008年4月18日 2008年5月19日	50
第56計算期間	自 至	2008年5月20日 2008年6月17日	50
第57計算期間	自 至	2008年6月18日 2008年7月17日	50
第58計算期間	自 至	2008年7月18日 2008年8月18日	80
第59計算期間	自 至	2008年8月19日 2008年9月17日	80

第60計算期間	自 至	2008年9月18日 2008年10月17日	80
第61計算期間	自 至	2008年10月18日 2008年11月17日	80
第62計算期間	自 至	2008年11月18日 2008年12月17日	80
第63計算期間	自 至	2008年12月18日 2009年1月19日	80

③【収益率の推移】

計算期間			収益率（%）
第1計算期間	自 至	2003年8月15日 2003年11月17日	▲1.0
第2計算期間	自 至	2003年11月18日 2003年12月17日	3.0
第3計算期間	自 至	2003年12月18日 2004年1月19日	2.2
第4計算期間	自 至	2004年1月20日 2004年2月17日	4.0
第5計算期間	自 至	2004年2月18日 2004年3月17日	▲2.3
第6計算期間	自 至	2004年3月18日 2004年4月19日	▲1.1
第7計算期間	自 至	2004年4月20日 2004年5月17日	▲2.6
第8計算期間	自 至	2004年5月18日 2004年6月17日	▲2.8
第9計算期間	自 至	2004年6月18日 2004年7月20日	6.2
第10計算期間	自 至	2004年7月21日 2004年8月17日	0.5
第11計算期間	自 至	2004年8月18日 2004年9月17日	▲2.5
第12計算期間	自 至	2004年9月18日 2004年10月18日	4.7
第13計算期間	自 至	2004年10月19日 2004年11月17日	1.7
第14計算期間	自 至	2004年11月18日 2004年12月17日	▲1.0
第15計算期間	自 至	2004年12月18日 2005年1月17日	▲2.4
第16計算期間	自 至	2005年1月18日 2005年2月17日	6.3
第17計算期間	自 至	2005年2月18日 2005年3月17日	▲0.4
第18計算期間	自 至	2005年3月18日 2005年4月18日	1.0

第19計算期間	自 至	2005年4月19日 2005年5月17日	▲1.3
第20計算期間	自 至	2005年5月18日 2005年6月17日	4.6
第21計算期間	自 至	2005年6月18日 2005年7月19日	0.4
第22計算期間	自 至	2005年7月20日 2005年8月17日	0.3
第23計算期間	自 至	2005年8月18日 2005年9月20日	1.9
第24計算期間	自 至	2005年9月21日 2005年10月17日	0.2
第25計算期間	自 至	2005年10月18日 2005年11月17日	2.0
第26計算期間	自 至	2005年11月18日 2005年12月19日	▲0.3
第27計算期間	自 至	2005年12月20日 2006年1月17日	1.6
第28計算期間	自 至	2006年1月18日 2006年2月17日	0.7
第29計算期間	自 至	2006年2月18日 2006年3月17日	▲1.3
第30計算期間	自 至	2006年3月18日 2006年4月17日	▲0.2
第31計算期間	自 至	2006年4月18日 2006年5月17日	▲2.9
第32計算期間	自 至	2006年5月18日 2006年6月19日	1.6
第33計算期間	自 至	2006年6月20日 2006年7月18日	2.7
第34計算期間	自 至	2006年7月19日 2006年8月17日	1.7
第35計算期間	自 至	2006年8月18日 2006年9月19日	1.1
第36計算期間	自 至	2006年9月20日 2006年10月17日	1.0
第37計算期間	自 至	2006年10月18日 2006年11月17日	1.9
第38計算期間	自 至	2006年11月18日 2006年12月18日	1.6
第39計算期間	自 至	2006年12月19日 2007年1月17日	2.4
第40計算期間	自 至	2007年1月18日 2007年2月19日	0.5
第41計算期間	自 至	2007年2月20日 2007年3月19日	▲0.9
第42計算期間	自 至	2007年3月20日 2007年4月17日	6.7

第43計算期間	自 至	2007年4月18日 2007年5月17日	1.1
第44計算期間	自 至	2007年5月18日 2007年6月18日	2.8
第45計算期間	自 至	2007年6月19日 2007年7月17日	2.9
第46計算期間	自 至	2007年7月18日 2007年8月17日	▲14.2
第47計算期間	自 至	2007年8月18日 2007年9月18日	6.5
第48計算期間	自 至	2007年9月19日 2007年10月17日	7.2
第49計算期間	自 至	2007年10月18日 2007年11月19日	▲3.2
第50計算期間	自 至	2007年11月20日 2007年12月17日	▲1.6
第51計算期間	自 至	2007年12月18日 2008年1月17日	▲2.1
第52計算期間	自 至	2008年1月18日 2008年2月18日	2.7
第53計算期間	自 至	2008年2月19日 2008年3月17日	▲5.5
第54計算期間	自 至	2008年3月18日 2008年4月17日	5.6
第55計算期間	自 至	2008年4月18日 2008年5月19日	3.9
第56計算期間	自 至	2008年5月20日 2008年6月17日	1.0
第57計算期間	自 至	2008年6月18日 2008年7月17日	2.9
第58計算期間	自 至	2008年7月18日 2008年8月18日	▲3.4
第59計算期間	自 至	2008年8月19日 2008年9月17日	▲9.3
第60計算期間	自 至	2008年9月18日 2008年10月17日	▲15.6
第61計算期間	自 至	2008年10月18日 2008年11月17日	▲10.3
第62計算期間	自 至	2008年11月18日 2008年12月17日	1.4
第63計算期間	自 至	2008年12月18日 2009年1月19日	1.9

（注）収益率は、次の計算式により算出しております。

ただし、第1計算期間の収益率は、前計算期間末の分配落基準価額を当初募集価額（10,000円）として計算しております。

計算期間の収益率＝（当計算期間末の分配落基準価額＋当計算期間中の分配金額－前計算期間末の分配落基準価額）÷前計算期間末の分配落基準価額×100

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成15年8月15日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

（申込の受付）

- ・ シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する日を除き、継続募集期間における販売会社の営業日において買付申込を受付けます。
- ・ 申込の受付は午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までとし、受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買付申込の受付を中止すること及び既に受付けた買付申込の受付を取り消すことがあります。

（申込単位）

収益分配金の受取方法により、

- ① 収益分配金から税金等を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されるコース（累積投資コース）
ただし、受益者と販売会社との間で分配金出金に関する契約（他の名称で同様の契約を含みます。）を締結することにより、分配金を受取ることができます。
- ② 収益分配金をファンドの決算毎に受取るコース（一般コース）
の2コースがあります。コースを途中で変更することはできません。

申込単位は、販売会社が取扱うコースに応じて定めるものとします。

ただし、定時定額購入サービス（他の名称で同様の契約を含みます。）等、受益者と販売会社との間で一定額を一定期間毎に購入（積立て）を行うサービスを利用する場合には、当該サービスに関する取り決めに基づくものとします。

申込コースの取扱いおよび申込単位につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（買付価額）

買付申込受付日の翌営業日の基準価額

（申込手数料）

- ・ 買付申込受付日の翌営業日の基準価額に2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ ただし、買付申込者が販売会社との間で累積投資に関する契約（他の名称で同様の契約を含みます。以下「別に定める契約」といいます。）を締結し、収益分配金から税金等を差引いた額を再投資する場合は無手数料とします。また償還乗換えの場合は、償還金額の範囲内で買付ける金額について無手数料となる場合があります。
※ 償還乗換えとは、買付申込受付日が属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金等をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドを申込み場合をいいます。
- ・ 手数料率は申込方法等により異なり、また変更される場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

- ※ 買付申込者は販売会社に、買付申込と同時にまたは予め当該買付申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

（換金の受付）

- ・ シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する日を除き、いつでも換金できます。
- ・ 換金の請求は、原則として、販売会社の営業日の午後3時（半日営業日の場合には午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎての請求は、翌営業日の取扱いとなります。ただし、信託財産の資産管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上のご換金につきましては正午（半日営業日の場合には午前10時）までの受付とします。

（換金単位）

- ・ 換金単位は、販売会社が独自に定めるものとし、詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（換金（解約）価額）

- ・ 解約申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額（解約価額）とします。

基準価額の照会先は以下のとおりです。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

（支払開始日）

- ・ 原則として解約申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

（受付中止）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益者の換金請求の受付を中止することがあります。
- ・ 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該換金を受付けたものとし、当該受益権の換金の価額は、当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

- ※ 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の

抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

（基準価額の算定）

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

（有価証券の時価評価基準）

- ・ 信託財産に属する資産は、法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

（基準価額の算出頻度と公表）

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社または委託会社にお問合せ頂くことにより知ることができます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限です。ただし、後記[信託の終了]による場合はこの限りではありません。

(4) 【計算期間】

原則として毎月18日から翌月17日までとします。なお、第1計算期間は設定日から平成15年11月17日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、その翌営業日を計算期間終了日とします。

(5) 【その他】

[信託の終了]

（信託契約の解約）

- ・ 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
- ・ 委託会社は、信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 前記a．およびb．の場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・ 前記c．の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ・ 前記d．の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の

一を超えるときは、前記 a. または b. の信託契約の解約をしません。

- f. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 前記 d. から f. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 d. の一定期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約または信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

（委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- = 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- = 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記[信託約款の変更]d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

（受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- = 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- = 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、6 計算期間毎（毎年6月および12月の決算時）および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として公告を行いません。
- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

信託約款の解約または信託約款の重大な変更等に係る公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。なお、一定の期間内とは一月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属受益権を信託財産を持って買取るべき旨を請求することができます。

前記の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更または解約をしません。その場合、委託会社は、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

〔関係法人との間の契約書の内容について〕

- i. 委託会社と販売会社との間で締結する「投資信託受益権の募集・販売および私募の取扱い等に関する契約」は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ii. 投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

① 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。「累積投資コース」をお申込の場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

② 償還金受領権

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としてします。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

③ 換金(解約)請求権

受益者に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金は、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

④ 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年1月18日から平成20年7月17日まで）の財務諸表および当特定期間（平成20年7月18日から平成21年1月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 (平成20年7月17日現在)	当 期 (平成21年1月19日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,890,145,421	2,355,560,405
金銭信託	358,248	210,557
コール・ローン	788,719,432	1,407,834,052
特殊債券	69,977,243,239	47,902,365,680
派生商品評価勘定	351,318,667	264,529,188
未収利息	945,015,298	615,766,405
前払金	90,981,638	217,710,845
前払費用	72,182,651	22,329,876
その他未収収益	8,450,703	23,356,616
差入委託証拠金	278,587,010	196,297,391
流動資産合計	74,403,002,307	53,005,961,015
資産合計	74,403,002,307	53,005,961,015
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	17,704	3,217,853
未払金	810,059,904	—
未払収益分配金	292,863,979	516,809,366
未払解約金	120,998,177	7,538,716
未払受託者報酬	3,140,280	2,479,970
未払委託者報酬	59,665,280	47,119,386
その他未払費用	87,500	87,500
流動負債合計	1,286,832,824	577,252,791
負債合計	1,286,832,824	577,252,791
純資産の部		
元本等		
元本	58,572,795,881	64,601,170,873
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,543,373,602	△12,172,462,649
（分配準備積立金）	12,522,644,907	10,133,159,928
元本等合計	73,116,169,483	52,428,708,224
純資産合計	73,116,169,483	52,428,708,224
負債純資産合計	74,403,002,307	53,005,961,015

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成20年 1月 18日 至 平成20年 7月 17日	当期 自 平成20年 7月 18日 至 平成21年 1月 19日
営業収益		
受取利息	2,082,109,852	1,628,209,374
有価証券売買等損益	△379,849,096	4,164,822,111
派生商品取引等損益	△95,061,255	1,662,060,482
為替差損益	5,883,656,097	△30,072,795,226
その他収益	16,499,459	14,905,913
営業収益合計	7,507,355,057	△22,602,797,346
営業費用		
受託者報酬	18,126,998	15,646,574
委託者報酬	344,412,842	297,284,866
その他費用	8,056,289	6,739,434
営業費用合計	370,596,129	319,670,874
営業利益又は営業損失（△）	7,136,758,928	△22,922,468,220
経常利益又は経常損失（△）	7,136,758,928	△22,922,468,220
当期純利益又は当期純損失（△）	7,136,758,928	△22,922,468,220
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	29,565,339	△187,381,129
期首剰余金又は期首欠損金（△）	9,021,352,798	14,543,373,602
剰余金増加額又は欠損金減少額	679,568,360	573,329,421
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	185,847,002
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	679,568,360	387,482,419
剰余金減少額又は欠損金増加額	510,849,527	1,640,271,387
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	510,849,527	569,968,049
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	1,070,303,338
分配金	1,753,891,618	2,913,807,194
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,543,373,602	△12,172,462,649

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	前 期 自 平成20年 1月 18日 至 平成20年 7月 17日	当 期 自 平成20年 7月 18日 至 平成21年 1月 19日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額に基づいて評価しております。	特殊債券 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)市場デリバティブ取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	(1)市場デリバティブ取引 同左 (2) 為替予約取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 計算期間末日の取扱い －	外貨建取引等の処理基準 同左 計算期間末日の取扱い 平成21年1月17日が休日のため、当計算期間末日を平成21年1月19日としております。このため当特定期間は186日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 (平成20年7月17日現在)	当 期 (平成21年1月19日現在)
1. 期首元本額	57,614,254,664円	58,572,795,881円
期中追加設定元本額	3,841,148,332円	10,420,354,689円
期中解約元本額	2,882,607,115円	4,391,979,697円

2. 特定期間末日における受益権の総数	58,572,795,881口	64,601,170,873口
3. 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,172,462,649円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前 期 自 平成20年 1月 18日 至 平成20年 7月 17日	当 期 自 平成20年 7月 18日 至 平成21年 1月 19日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 6,911,534円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 5,960,541円
2. 分配金の計算過程 (平成20年1月18日から平成20年2月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (347,068,524円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,452,031,188円)、及び分配準備積立金(12,804,352,300円)より分配対象収益は20,603,452,012円(1万口当たり3,567.03円)であり、うち288,801,445円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	2. 分配金の計算過程 (平成20年7月18日から平成20年8月18日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (296,336,654円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,197,691,879円)、及び分配準備積立金(12,266,321,696円)より分配対象収益は20,760,350,229円(1万口当たり3,598.63円)であり、うち461,515,812円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
(平成20年2月19日から平成20年3月17日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (242,519,795円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,709,852,538円)、及び分配準備積立金(12,767,206,078円)より分配対象収益は20,719,578,411円(1万口当たり3,559.26円)であり、うち291,064,045円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(平成20年8月19日から平成20年9月17日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (243,131,425円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,819,601,956円)、及び分配準備積立金(11,882,274,709円)より分配対象収益は20,945,008,090円(1万口当たり3,561.50円)であり、うち470,473,302円(1万口当たり80円)を分配金額としております。
(平成20年3月18日から平成20年4月17日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (341,088,441円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(7,962,853,412円)、及び分配準備積立金(12,641,593,772円)より分配対象収益は20,945,535,625円(1万口当たり3,567.85円)であり、うち293,529,581円(1万口当たり50円)を分配金額としております。	(平成20年9月18日から平成20年10月17日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (194,067,425円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,339,657,950円)、及び分配準備積立金(11,498,082,289円)より分配対象収益は21,031,807,664円(1万口当たり3,514.86円)であり、うち478,692,778円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成20年4月18日から平成20年5月19日までの計算期間)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(372,281,908円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,082,385,568円)、及び分配準備積立金(12,611,581,514円)より分配対象収益は21,066,248,990円(1万口当たり3,581.56円)であり、うち294,091,367円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

(平成20年5月20日から平成20年6月17日までの計算期間)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(323,920,786円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,152,001,210円)、及び分配準備積立金(12,583,864,801円)より分配対象収益は21,059,786,797円(1万口当たり3,587.18円)であり、うち293,541,201円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

(平成20年6月18日から平成20年7月17日までの計算期間)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(343,637,964円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(8,249,931,964円)、及び分配準備積立金(12,471,870,922円)より分配対象収益は21,065,440,850円(1万口当たり3,596.44円)であり、うち292,863,979円(1万口当たり50円)を分配金額としております。

(平成20年10月18日から平成20年11月17日までの計算期間)
 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(186,311,796円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(9,849,553,203円)、及び分配準備積立金(11,085,810,181円)より分配対象収益は21,121,675,180円(1万口当たり3,466.19円)であり、うち487,488,796円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成20年11月18日から平成20年12月17日までの計算期間)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(218,486,759円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(10,385,528,841円)、及び分配準備積立金(10,732,004,404円)より分配対象収益は21,336,020,004円(1万口当たり3,421.78円)であり、うち498,827,140円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(平成20年12月18日から平成21年1月19日までの計算期間)
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(243,685,548円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(11,186,557,157円)、及び分配準備積立金(10,406,283,746円)より分配対象収益は21,836,526,451円(1万口当たり3,380.20円)であり、うち516,809,366円(1万口当たり80円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

前期(平成20年7月17日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	69,977,243,239	734,105,578
合計	69,977,243,239	734,105,578

当期(平成21年1月19日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当特定期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	47,902,365,680	557,780,646
合計	47,902,365,680	557,780,646

(デリバティブ取引等に関する注記)

Ⅰ 取引の状況に関する事項

項 目	前 期 自 平成20年 1月 18日 至 平成20年 7月 17日	当 期 自 平成20年 7月 18日 至 平成21年 1月 19日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では債券先物取引、金利関連では金利先物取引であります。	同左
2. 取引に対する取組方針及び利用目的	デリバティブ取引は投機的な取引は行なわない方針であります。為替予約取引は外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。債券先物取引及び金利先物取引は、ポートフォリオのデュレーションを短期化することにより、金利リスクを低減する目的で利用しております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。債券先物取引及び金利先物取引の主要なリスクは、債券価格の変動によるリスクであります。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、執行しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

債券関連

(単位：円)

区 分	種 類	前 期（平成20年7月17日現在）			
		契 約 額 等	うち1年超	時 価	評価損益
市 場 取 引	債券先物取引				
	買 建 AUD 3YR Note	8,917,523,886	-	9,037,300,972	119,777,086
	買 建 AUD 10YR Note	10,098,195,710	-	10,329,737,291	231,541,581
	合 計	19,015,719,596	-	19,367,038,263	351,318,667

(単位：円)

区 分	種 類	当 期（平成21年1月19日現在）			
		契 約 額 等	うち1年超	時 価	評価損益
市 場 取 引	債券先物取引				
	買 建 AUD 3YR Note	3,421,178,296	-	3,451,863,177	30,684,881
	買 建 AUD 10YR Note	7,849,819,435	-	8,061,077,368	211,257,933
	合 計	11,270,997,731	-	11,512,940,545	241,942,814

(注)

1. 時価の算定方法

債券先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

金利関連

(単位：円)

区 分	種 類	前 期（平成20年7月17日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市 場 取 引	金利先物取引 売 建 30-DAY INTER	328,407,478	-	328,425,182	△17,704
	合計	328,407,478	-	328,425,182	△17,704

(単位：円)

区 分	種 類	当 期（平成21年1月19日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市 場 取 引	金利先物取引 売 建 30-DAY INTER	408,418,968	-	408,248,447	170,521
	合計	408,418,968	-	408,248,447	170,521

(注)

1. 時価の算定方法

金利先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 金利先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を考慮しておりません。

通貨関連

前期（平成20年7月17日現在）

該当事項はありません。

(単位：円)

区分	種 類	当期（平成21年1月19日現在）			
		契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買 建 オーストラリア・ドル	536,332,000	—	555,530,000	19,198,000
	合 計	536,332,000	—	555,530,000	19,198,000

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①特定期間末日においては為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ)特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ)特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

(2)特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

前期（自平成20年1月18日 至平成20年7月17日）

該当事項はありません。

当期（自平成20年7月18日 至平成21年1月19日）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

前 期 (平成20年7月17日現在)	当 期 (平成21年1月19日現在)
1口当たり純資産額 1.2483円 (1万口当たり純資産額 12,483円)	1口当たり純資産額 0.8116円 (1万口当たり純資産額 8,116円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

1. 株 式

該当ありません。

2. 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	5.5%KFW 08/15/10	9,000,000.00	9,217,080.00	
特殊債券	EIB 5 3/8 01/24/11	14,500,000.00	14,890,485.00	
特殊債券	EUROF 5 1/2 06/30/20	2,000,000.00	2,072,200.00	
特殊債券	EUROF 6 08/15/10	30,000,000.00	30,953,700.00	
特殊債券	IADB 5 3/4 12/22/10	14,500,000.00	14,977,485.00	
特殊債券	NRWBK 6 1/4 09/12/11	19,700,000.00	20,411,958.00	
特殊債券	NSWTC 5 1/2 03/01/17	46,500,000.00	48,693,870.00	
特殊債券	NSWTC 6 05/01/12	41,600,000.00	43,751,552.00	
特殊債券	NSWTC 7 12/01/10	117,600,000.00	124,675,992.00	
特殊債券	NSWTC5 1/2 08/01/14	23,200,000.00	24,169,528.00	
特殊債券	QTC 5 1/2 05/14/10	69,200,000.00	71,030,340.00	
特殊債券	QTC 6 06/14/11	110,600,000.00	115,542,714.00	
特殊債券	QTC 6 07/14/09	75,300,000.00	76,303,749.00	
特殊債券	QTC 6 08/14/13	47,600,000.00	50,357,468.00	
特殊債券	QTC 6 09/14/17	28,600,000.00	31,054,452.00	
特殊債券	QTC 6 10/14/15	49,000,000.00	52,520,650.00	
特殊債券	RENTEN 5 3/4 01/21/15	7,800,000.00	8,094,372.00	
特殊債券	UKRAIL 5 1/2 07/20/10	36,300,000.00	37,154,865.00	
	オーストラリアドル小計	743,000,000.00	775,872,460.00 (47,902,365,680)	
特殊債券合計			47,902,365,680 (47,902,365,680)	
	合計		47,902,365,680 (47,902,365,680)	

注)

- 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の評価額はすべて邦貨換算額で表示しており、（ ）内の金額は、外貨建有価証券に関わるもので内書きであります。
- 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計額に対する比率
オーストラリアドル	特殊債券	18銘柄	100.0%	100.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2009年2月27日現在）

I 資産総額	54,525,651,581 円
II 負債総額	107,294,635 円
III 純資産総額（I－II）	54,418,356,946 円
IV 発行済口数	66,629,764,066 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.8167 円

第5 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間			設定口数(口)	解約口数(口)
第1計算期間	自 至	2003年8月15日 2003年11月17日	11,597,771,443	48,498,808
第2計算期間	自 至	2003年11月18日 2003年12月17日	1,302,409,038	75,910,043
第3計算期間	自 至	2003年12月18日 2004年1月19日	1,227,473,713	65,109,292
第4計算期間	自 至	2004年1月20日 2004年2月17日	1,355,725,007	180,178,613
第5計算期間	自 至	2004年2月18日 2004年3月17日	1,179,600,774	457,698,425
第6計算期間	自 至	2004年3月18日 2004年4月19日	1,348,301,013	103,167,454
第7計算期間	自 至	2004年4月20日 2004年5月17日	1,507,335,014	50,182,495
第8計算期間	自 至	2004年5月18日 2004年6月17日	3,510,675,851	44,164,161
第9計算期間	自 至	2004年6月18日 2004年7月20日	1,921,406,222	146,121,361
第10計算期間	自 至	2004年7月21日 2004年8月17日	2,313,220,328	148,019,031
第11計算期間	自 至	2004年8月18日 2004年9月17日	3,379,345,584	102,803,565
第12計算期間	自 至	2004年9月18日 2004年10月18日	1,849,709,626	602,815,627
第13計算期間	自 至	2004年10月19日 2004年11月17日	1,714,837,161	612,810,750
第14計算期間	自 至	2004年11月18日 2004年12月17日	2,123,818,866	452,206,803
第15計算期間	自 至	2004年12月18日 2005年1月17日	2,822,548,735	278,023,328
第16計算期間	自 至	2005年1月18日 2005年2月17日	3,467,780,470	445,656,130
第17計算期間	自 至	2005年2月18日 2005年3月17日	2,542,856,142	663,443,001
第18計算期間	自 至	2005年3月18日 2005年4月18日	2,470,942,718	668,850,166

第19計算期間	自 至	2005年4月19日 2005年5月17日	2,640,634,467	526,323,311
第20計算期間	自 至	2005年5月18日 2005年6月17日	3,637,289,891	686,256,320
第21計算期間	自 至	2005年6月18日 2005年7月19日	4,078,001,870	1,763,178,814
第22計算期間	自 至	2005年7月20日 2005年8月17日	3,426,803,851	1,290,036,643
第23計算期間	自 至	2005年8月18日 2005年9月20日	3,831,261,470	682,286,313
第24計算期間	自 至	2005年9月21日 2005年10月17日	4,151,893,313	734,742,550
第25計算期間	自 至	2005年10月18日 2005年11月17日	4,029,716,527	1,071,717,614
第26計算期間	自 至	2005年11月18日 2005年12月19日	3,021,294,603	1,759,255,605
第27計算期間	自 至	2005年12月20日 2006年1月17日	2,630,393,041	901,004,126
第28計算期間	自 至	2006年1月18日 2006年2月17日	2,228,999,229	1,227,250,677
第29計算期間	自 至	2006年2月18日 2006年3月17日	1,422,775,896	658,485,942
第30計算期間	自 至	2006年3月18日 2006年4月17日	1,796,409,959	1,240,638,987
第31計算期間	自 至	2006年4月18日 2006年5月17日	900,119,328	1,379,663,729
第32計算期間	自 至	2006年5月18日 2006年6月19日	915,292,179	914,287,002
第33計算期間	自 至	2006年6月20日 2006年7月18日	893,722,241	726,567,783
第34計算期間	自 至	2006年7月19日 2006年8月17日	1,213,824,565	1,164,541,479
第35計算期間	自 至	2006年8月18日 2006年9月19日	976,474,869	1,596,178,373
第36計算期間	自 至	2006年9月20日 2006年10月17日	1,120,112,073	1,302,189,384
第37計算期間	自 至	2006年10月18日 2006年11月17日	977,850,397	2,103,411,187
第38計算期間	自 至	2006年11月18日 2006年12月18日	634,383,894	1,233,255,923
第39計算期間	自 至	2006年12月19日 2007年1月17日	587,242,037	1,072,776,141
第40計算期間	自 至	2007年1月18日 2007年2月19日	433,809,898	2,209,910,357
第41計算期間	自 至	2007年2月20日 2007年3月19日	423,054,272	1,519,351,664
第42計算期間	自 至	2007年3月20日 2007年4月17日	547,600,561	1,467,244,883
第43計算期間	自 至	2007年4月18日 2007年5月17日	425,723,348	959,861,765

第44計算期間	自 至	2007年5月18日 2007年6月18日	317,837,059	956,967,062
第45計算期間	自 至	2007年6月19日 2007年7月17日	160,144,432	854,955,594
第46計算期間	自 至	2007年7月18日 2007年8月17日	265,026,731	853,423,793
第47計算期間	自 至	2007年8月18日 2007年9月18日	492,686,507	532,391,151
第48計算期間	自 至	2007年9月19日 2007年10月17日	503,108,084	613,189,372
第49計算期間	自 至	2007年10月18日 2007年11月19日	769,735,520	741,427,552
第50計算期間	自 至	2007年11月20日 2007年12月17日	746,966,627	593,366,619
第51計算期間	自 至	2007年12月18日 2008年1月17日	570,711,363	310,606,375
第52計算期間	自 至	2008年1月18日 2008年2月18日	688,211,216	542,176,688
第53計算期間	自 至	2008年2月19日 2008年3月17日	890,241,938	437,722,056
第54計算期間	自 至	2008年3月18日 2008年4月17日	853,555,602	360,448,417
第55計算期間	自 至	2008年4月18日 2008年5月19日	477,775,794	365,418,470
第56計算期間	自 至	2008年5月20日 2008年6月17日	390,396,211	500,429,515
第57計算期間	自 至	2008年6月18日 2008年7月17日	540,967,571	676,411,969
第58計算期間	自 至	2008年7月18日 2008年8月18日	338,957,223	1,222,276,588
第59計算期間	自 至	2008年8月19日 2008年9月17日	2,194,811,333	1,075,125,073
第60計算期間	自 至	2008年9月18日 2008年10月17日	1,842,563,588	815,129,103
第61計算期間	自 至	2008年10月18日 2008年11月17日	1,795,872,773	696,370,522
第62計算期間	自 至	2008年11月18日 2008年12月17日	1,721,992,111	304,699,027
第63計算期間	自 至	2008年12月18日 2009年1月19日	2,526,157,661	278,379,384

(注)第1計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】（平成21年4月17日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

① 経営体制

（取締役会）

当会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

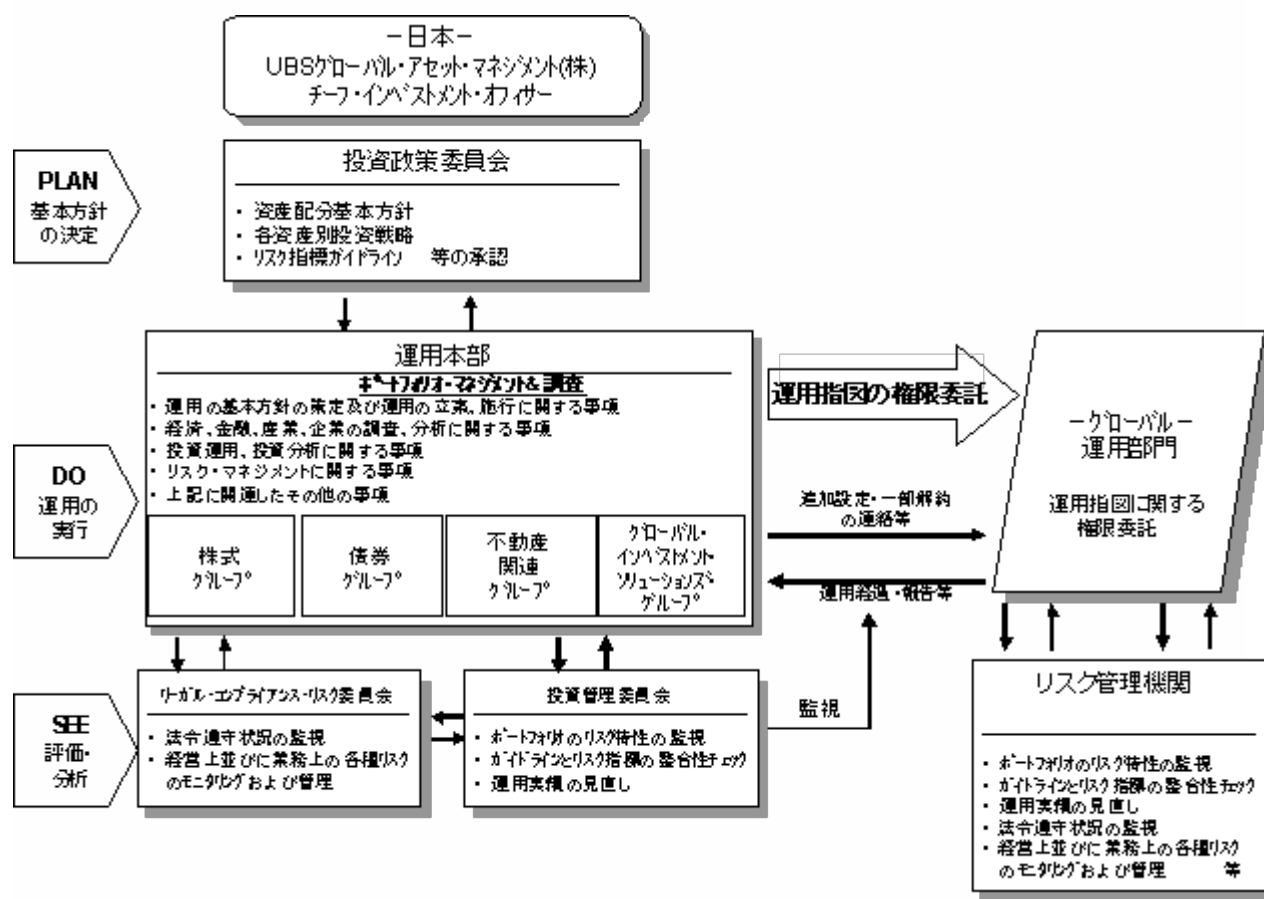
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、各自会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

② 投資運用の意思決定機構



(平成21年3月末現在)

※上記の体制は今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種・第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託（公募）は平成21年3月末日現在、以下のとおりです。

（平成21年3月末日現在）

			ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
投資信託総合計			31	537,370
	株式投資信託		31	537,370
		単位型	6	31,630
		追加型	25	505,740
	公社債投資信託		0	0
		単位型	0	0
		追加型	0	0

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表は、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年11月17日総理府令第129号）により作成しております。

また、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表は、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「証券取引法」第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）及び「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、第14期中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

3. 当社の財務諸表に掲載される科目その他の事項の金額は、従来、期末会計期間においては千円単位、中間会計期間においては百万円単位で記載しておりましたが、第14期中間会計期間より千円単位に統一して記載することに変更いたしました。

1. 財 務 諸 表

(1) 【貸借対照表】

期 別		前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
科目	注記 番号	内 訳	金 額 (千円)	構成比	内 訳	金 額 (千円)	構成比
(資 産 の 部)				%			%
流 動 資 産							
預金	*1		5,555,350			5,877,786	
未収入金	*1		143,412			31,623	
未収委託者報酬			283,185			1,582,804	
未収投資顧問料	*1		1,793,888			1,431,887	
その他未収収益	*1		307,110			335,604	
繰延税金資産			117,500			149,900	
その他			2,013			41,928	
流 動 資 産 計			8,202,462	92.6		9,451,535	94.6
固 定 資 産							
投 資 そ の 他 の 資 産			655,609	7.4		539,600	5.4
前払年金費用		90,109			-		
会員預託金		1,000			-		
繰延税金資産		519,500			494,600		
ゴルフ会員権		45,000			45,000		
固 定 資 産 計			655,609	7.4		539,600	5.4
資産合計			8,858,071	100.0		9,991,135	100.0

期 別		前事業年度 （平成19年3月31日）			当事業年度 （平成20年3月31日）		
科目	注記 番号	内 訳	金 額 （千円）	構成比	内 訳	金 額 （千円）	構成比
（ 負 債 の 部 ）				%			%
流 動 負 債							
未払金	*1		4,800			167,906	
未払費用	*1		394,927			573,864	
未払消費税			123,129			128,775	
未払法人税等			1,186,818			1,549,985	
預り金			46,620			41,245	
その他			28,679			1,364	
流 動 負 債 計			1,784,975	20.1		2,463,142	24.6
固 定 負 債							
退職給与引当金			1,238,598			954,822	
退職給付引当金			-			62,653	
固 定 負 債 計			1,238,598	14.0		1,017,475	10.2
負 債 合 計			3,023,573	34.1		3,480,617	34.8
（ 純 資 産 の 部 ）							
株 主 資 本				%			%
資 本 金			2,200,000	24.9		2,200,000	22.1
利 益 剰 余 金							
利 益 準 備 金		463,302			550,000		
その他利益剰余金		3,171,196			3,760,517		
繰越利益剰余金		3,171,196			3,760,517		
利 益 剰 余 金 合 計			3,634,498	41.0		4,310,517	43.1
株 主 資 本 合 計			5,834,498	65.9		6,510,517	65.2
純 資 産 合 計			5,834,498	65.9		6,510,517	65.2
負 債 及 び 純 資 産 合 計			8,858,071	100.0		9,991,135	100.0

(2) 【損益計算書】

期 別		前事業年度 〔自 平成18年 4月1日〕 〔至 平成19年3月31日〕			当事業年度 〔自 平成19年 4月1日〕 〔至 平成20年3月31日〕		
		内 訳	金 額 (千円)	百分比	内 訳	金 額 (千円)	百分比
営 業 収 益				%			%
委託者報酬		3,680,598			7,725,742		
投資顧問料	*1	6,141,385			5,847,439		
その他営業収益	*1	1,010,880			1,077,315		
営 業 収 益 計			10,832,864	100.0		14,650,497	100.0
営 業 費 用							
支払手数料			1,238,661			3,235,081	
広告宣伝費			66,351			259,862	
調査費			186,927			228,884	
営業雑経費			76,099			82,189	
通 信 費		4,802			8,698		
印 刷 費		3,084			3,567		
協 会 費		13,535			14,624		
そ の 他	*1	54,676			55,298		
営 業 費 用 計			1,568,040	14.5		3,806,017	26.0
一 般 管 理 費							
給料			2,048,565			2,616,669	
役員報酬		157,429			348,497		
給料・手当	*1	1,440,671			1,505,873		
賞与		450,464			762,299		
退職給与引当金繰入			391,618			36,863	
交際費			15,372			16,029	
旅費交通費			69,691			89,605	
租税公課			46,059			52,126	
不動産賃借料			153,570			183,851	
退職給付費用			104,577			232,915	
事務委託費	*1		1,087,860			1,307,509	
諸経費			32,347			41,344	
一 般 管 理 費 計			3,949,664	36.4		4,576,916	31.2
営業利益			5,315,158	49.1		6,267,563	42.8
営 業 外 収 益							
受取利息		1,312			6,255		
為替差益		-			5,367		
雑収入		527			1,766		
営 業 外 収 益 計			1,840	0.0		13,389	0.1
営 業 外 費 用							
為替差損		6,003			-		
営 業 外 費 用 計			6,003	0.1		-	
経常利益			5,310,995	49.0		6,280,953	42.9
特 別 損 失							
過年度消費税修正損		72,712		0.7	-		
特 別 損 失 計			72,712	0.7		-	
税引前当期純利益			5,238,283	48.3		6,280,953	42.9
法人税、住民税及び事業税			2,284,250	21.1		2,727,937	18.6
還付法人税等			-			31,503	0.2
法人税等調整額			108,200	1.0		7,500	0.0
当期純利益			3,062,233	28.2		3,592,018	24.5

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年4月1日 残高(千円)	2,200,000	193,206	2,971,059	5,364,265	5,364,265
事業年度中の変動額					
剰余金の配当　　《注》		270,096	△ 2,862,096	△ 2,592,000	△ 2,592,000
当期純利益			3,062,233	3,062,233	3,062,233
事業年度中の変動額合計(千円)		270,096	200,137	470,233	470,233
平成19年3月31日 残高(千円)	2,200,000	463,302	3,171,196	5,834,498	5,834,498

（注）平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成19年4月1日 残高(千円)	2,200,000	463,302	3,171,196	5,834,498	5,834,498
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		86,697	△ 3,002,697	△ 2,916,000	△ 2,916,000
当期純利益			3,592,018	3,592,018	3,592,018
事業年度中の変動額合計(千円)		86,697	589,320	676,018	676,018
平成20年3月31日 残高(千円)	2,200,000	550,000	3,760,517	6,510,517	6,510,517

重要な会計方針

期 別 科 目	前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
1 引当金の計上基準	(1) 退職給付会計 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。 (2) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は81,074千円であります。	(1) 退職給付会計 同左 (2) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は63,661千円であります。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、5,834,498千円であります。 なお、財務諸表規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表規則により作成しております。	—

表示方法の変更

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
未払消費税等は総資産額の1/100を超えたため、区分掲記することとしました。なお、前期は流動資産の未払金に68百万円含まれています。	—

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
-------------------------	-------------------------

*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。
預金 1,206,340千円	預金 1,219,379千円
未収入金 19,169千円	未収投資顧問料 89,017千円
未収投資顧問料 71,552千円	その他未収収益 109,409千円
その他未収収益 138,691千円	未払金 375千円
未払費用 44,969千円	未払費用 64,682千円

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																				
*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 <table> <tr><td>投資顧問料</td><td>258,486千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>293,567千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>177,423千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>135,072千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>34,905千円</td></tr> </table>	投資顧問料	258,486千円	その他営業収益	293,567千円	事務委託費	177,423千円	給料・手当	135,072千円	営業雑経費 その他	34,905千円	*1 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対する取引額は次の通りであります。 <table> <tr><td>投資顧問料</td><td>337,134千円</td></tr> <tr><td>その他営業収益</td><td>364,806千円</td></tr> <tr><td>事務委託費</td><td>183,048千円</td></tr> <tr><td>給料・手当</td><td>260,206千円</td></tr> <tr><td>営業雑経費 その他</td><td>42,470千円</td></tr> </table>	投資顧問料	337,134千円	その他営業収益	364,806千円	事務委託費	183,048千円	給料・手当	260,206千円	営業雑経費 その他	42,470千円
投資顧問料	258,486千円																				
その他営業収益	293,567千円																				
事務委託費	177,423千円																				
給料・手当	135,072千円																				
営業雑経費 その他	34,905千円																				
投資顧問料	337,134千円																				
その他営業収益	364,806千円																				
事務委託費	183,048千円																				
給料・手当	260,206千円																				
営業雑経費 その他	42,470千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,592,000	120,000

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,916,000	135,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,916,000	135,000

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日																																																								
1. 採用している制度の概要 当社は確定給付型の制度として、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。当社の適格退職年金契約は当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。 2. 退職給付債務に関する事項(平成19年3月31日現在) <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>426,760千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td><u>516,869千円</u></td></tr> <tr> <td>(3) 前払年金費用</td><td>90,109千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日) <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>87,532千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>5,891千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td><u>△2,817千円</u></td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>13,972千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>104,577千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	426,760千円	(2) 年金資産	<u>516,869千円</u>	(3) 前払年金費用	90,109千円	(1) 勤務費用	87,532千円	(2) 利息費用	5,891千円	(3) 期待運用収益	<u>△2,817千円</u>	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>13,972千円</u>	退職給付費用	104,577千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理	1. 採用している制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日現在) <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>498,383千円</td></tr> <tr> <td>(2) 年金資産</td><td><u>435,730千円</u></td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付引当金</td><td>62,653千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) <table> <tr> <td>(1) 勤務費用</td><td>90,765千円</td></tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td><td>6,401千円</td></tr> <tr> <td>(3) 期待運用収益</td><td><u>△2,997千円</u></td></tr> <tr> <td>(4) 数理計算上の差異の費用処理額</td><td><u>107,538千円</u></td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>201,707千円</td></tr> <tr> <td>(5) その他</td><td><u>31,208千円</u></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>232,915千円</td></tr> </table> (注) 上記(5) その他は、臨時に支払った割増退職金であります。 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 <table> <tr> <td>(1) 割引率</td><td>1.5%</td></tr> <tr> <td>(2) 期待運用収益率</td><td>0.58%</td></tr> <tr> <td>(3) 退職給付見込額の期間配分方法</td><td>支給倍率基準</td></tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> <tr> <td>(5) 数理計算上の差異の処理年数</td><td>発生時一括処理</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	498,383千円	(2) 年金資産	<u>435,730千円</u>	(3) 退職給付引当金	62,653千円	(1) 勤務費用	90,765千円	(2) 利息費用	6,401千円	(3) 期待運用収益	<u>△2,997千円</u>	(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>107,538千円</u>	退職給付費用	201,707千円	(5) その他	<u>31,208千円</u>	合計	232,915千円	(1) 割引率	1.5%	(2) 期待運用収益率	0.58%	(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準	(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理	(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理
(1) 退職給付債務	426,760千円																																																								
(2) 年金資産	<u>516,869千円</u>																																																								
(3) 前払年金費用	90,109千円																																																								
(1) 勤務費用	87,532千円																																																								
(2) 利息費用	5,891千円																																																								
(3) 期待運用収益	<u>△2,817千円</u>																																																								
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>13,972千円</u>																																																								
退職給付費用	104,577千円																																																								
(1) 割引率	1.5%																																																								
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																								
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																								
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																								
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																								
(1) 退職給付債務	498,383千円																																																								
(2) 年金資産	<u>435,730千円</u>																																																								
(3) 退職給付引当金	62,653千円																																																								
(1) 勤務費用	90,765千円																																																								
(2) 利息費用	6,401千円																																																								
(3) 期待運用収益	<u>△2,997千円</u>																																																								
(4) 数理計算上の差異の費用処理額	<u>107,538千円</u>																																																								
退職給付費用	201,707千円																																																								
(5) その他	<u>31,208千円</u>																																																								
合計	232,915千円																																																								
(1) 割引率	1.5%																																																								
(2) 期待運用収益率	0.58%																																																								
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	支給倍率基準																																																								
(4) 過去勤務債務の処理年数	発生時一括処理																																																								
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時一括処理																																																								

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
	(単位：千円)		(単位：千円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払費用	25,300	未払費用	30,880
未払事業所税	1,950	未払事業所税	2,070
減価償却超過額	30,390	減価償却超過額	7,940
退職給与引当金	501,270	退職給与引当金	386,690
未払事業税	89,830	未払事業税	116,950
株式報酬費用	22,370	株式報酬費用	72,570
その他	2,360	退職給付引当金	25,370
繰延税金資産小計	673,470	その他	2,030
評価性引当額	—	評価性引当額	—
繰延税金資産合計	673,470	繰延税金資産合計	644,500
繰延税金負債			
前払年金費用	△36,470		
繰延税金資産の純額	637,000		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
	(単位：%)		(単位：%)
法定実効税率	40.65	法定実効税率	40.65
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.61	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.95
その他	0.28	その他	0.21
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.54	税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.81

(関連当事者との取引)

前事業年度

(1) 親会社

前事業年度
自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有者割合)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ユービーエス・イー・ジー	スイス・チューリッヒ	2.1億スイスフラン	銀行、証券業務	(100%)	なし	金銭の借入れ、人件費の立替等	金銭の借入れ 増加 減少	4,595,622 3,700,218	借金	1,205,340
								投資顧問料他	552,054	未収投資顧問料	71,552
								その他の事務委託費	177,423	その他未収収益	138,691
								人件費	135,072	未収入金	19,169
								経営指導料	34,905	未払費用	44,969

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 親会社の子会社等

前事業年度
自 平成18年4月 1日
至 平成19年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有者割合)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社等	ユービーエス証券会社	東京都千代田区大手町	600億円	証券業務	なし	なし	人件費、社会保険料などの立替	人件費、社会保険料	300,965	未収入金 未払費用	85,933 63,857
	ユービーエス・マネジメント・サービス株式会社	東京都千代田区大手町	2千万円	サービス業務	なし	なし	物品経費、事務所賃借料などの立替	物品経費、事務所賃借料	243,891	未払費用	36,680
	UBS Fund Services (Cayman)	ハイチ	5.6百万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	承業業務	その他営業収益	203,650	その他未収収益	49,076
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	74,442	未収投資顧問料	3,263
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託他	671,391 94,627	その他未収収益 未払費用	43,913 19,892
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務に関する事務委託	投資顧問業務に関する事務委託他	16,603	未払費用	3,665
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	2千6百万英国ポンド	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託他	180,820 207,081	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	71,984 17,462 101,640
	UBS Global Asset Management (Mexico) Inc	米国・シカゴ	5万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務及び、それに関する事務委託等	投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費	104,422 39,954 71,917	その他未収収益 未払費用	38,681 20,735
	UBS of Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業務	なし	なし	承業業務	その他営業収益	81,563	その他未収収益	19,277
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	5.7百万スイスフラン	投資顧問業務	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	197,016	未収投資顧問料	8,944
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万米ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	人件費などの立替	人件費	33,312	未収入金	33,312

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度

(1) 親会社及び法人主要株主等

当事業年度
自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ユービーエス・エイ・ゲー	スイス・チューリッヒ	2.1億スイスフラン	銀行、証券 業務	(被所有)100%	なし	金銭の預入れ、人件費の立書等	金銭の預入れ 増加 減少 投資顧問料他 投資顧問業務に関する事務委託 人件費 経営指導料	3,487,884 3,474,846 337,134 183,048 260,206 42,470	預金 未収投資顧問料 その他未収収益 未払金 未払費用	1,219,379 89,017 109,409 375 64,682

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 兄弟会社等

当事業年度
自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

属性	会社等の名称	住 所	資本金又は出資金	事業の内容 又は事業	議決権の所有 (被所有)割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券有 限会社	東京都千代田 区大手町	600億円	証券業	なし	なし	人件費、社会 保険料などの 立書	人件費、社会保険料	296,341	未収入金 未払費用	31,609 53,592
	ユービーエス・マネジ メント・サービス株式有 限会社	東京都千代田 区大手町	2千万円	サービス業	なし	なし	物品経費、事 務所賃借料な どの立書	物品経費、事務所賃 借料	248,707	未収入金 未払費用	15 33,224
	UBS Fund Services(Cayman)	カイマン	5.6百万米ドル	投資顧問業	なし	なし	承業業務	その他営業収益	201,316	その他未収収益	44,951
	UBS Fund Management (Switzerland) AG	スイス・バーゼル	1百万スイスフラン	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	59,981	未収投資顧問料	2,269
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シド ニー	8百万オーストラリア ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委 託等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 等 人件費	584,135 54,082 23,957	その他未収収益 未払費用	41,363 13,696
	UBS Global Asset Management (HK) Ltd	香港	25百万香港ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務 に関する事務 委託	投資顧問業務に 関する事務委託	572	未払費用	572
	UBS Global Asset Management (Singapore) Holdings Pte Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポ ールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務 に関する事務 委託	投資顧問業務に 関する事務委託 等	52,877	未払費用	21,962
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	5千万5百万英国ポ ンド	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委 託等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 等	137,669 324,654	未収投資顧問料 その他未収収益 未払費用	15,945 42,941 180,747
	UBS Global AM Holdings Ltd	英国・ロンドン	77百万英国ポ ンド	投資顧問業	なし	なし	人件費の立書	人件費	13,749	-	-
	UBS Global Asset Management (Mexico) Inc	米国・シカゴ	5万米ドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務 及び、それに 関する事務委 託等	投資顧問料他 投資顧問業務に 関する事務委託 等 人件費	96,397 78,924 55,115	その他未収収益 未払費用	55,575 65,201
	UBS of Connor LLC	米国・シカゴ	1百万米ドル	投資顧問業	なし	なし	承業業務	その他営業収益	107,448	その他未収収益	30,331
	UBS Equity Fund Management Company SA	ルクセンブルグ	5.7百万スイスフ ラン	投資顧問業	なし	なし	投資顧問業務	投資顧問料	130,563	未収投資顧問料	3,458

取引条件及び、取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日		当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	
1株当たり純資産額	270,115円67銭	1株当たり純資産額	301,412円83銭
1株当たり当期純利益	141,770円06銭	1株当たり当期純利益	166,297円15銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
当期純利益（千円）	3,062,233	3,592,018
普通株式に係る当期純利益（千円）	3,062,233	3,592,018
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

(重要な後発事象)

前事業年度 自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日	当事業年度 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日
—	—

(1) 中間貸借対照表

(単位 千円)

		第14期 中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
流 動 資 産			
預 金			3,462,740
未 収 入 金			9,221
未 収 委 託 者 報 酬			2,572,077
未 収 投 資 顧 問 料			1,550,906
そ の 他 未 収 収 益			229,872
繰 延 税 金 資 産			115,700
そ の 他			86,744
流 動 資 産 計			8,027,263
固 定 資 産			
投 資 そ の 他 の 資 産			500,900
繰 延 税 金 資 産		455,900	
ゴ ル フ 会 員 権		45,000	
固 定 資 産 計			500,900
資 産 合 計			8,528,163

(単位 千円)

		第14期 中間会計期間末 (平成20年9月30日)	
負 債 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
流 動 負 債			
未 払 金			3,330
未 払 費 用			2,073,769
未 払 消 費 税 等			53,849
未 払 法 人 税 等			1,120,970
預 り 金			27,726
そ の 他			1,364
流 動 負 債 計			3,281,010
固 定 負 債			
退 職 給 与 引 当 金			856,188
退 職 給 付 引 当 金			52,766
固 定 負 債 計			908,954
負 債 合 計			4,189,964
純 資 産 の 部			
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
株 主 資 本			
資 本 金			2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金		550,000	
そ の 他 利 益 剰 余 金		1,588,198	
繰 越 利 益 剰 余 金		1,588,198	
利 益 剰 余 金 合 計			2,138,198
株 主 資 本 合 計			4,338,198
純 資 産 合 計			4,338,198
負 債 及 び 純 資 産 合 計			8,528,163

(2) 中間損益計算書

(単位 千円)

		第14期 中間会計期間 〔 自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日 〕	
科 目	注記 番号	内 訳	金 額
営 業 収 益			
委 託 者 報 酬		4,990,563	
投 資 顧 問 料		2,200,160	
そ の 他 営 業 収 益		497,627	
営 業 収 益 計			7,688,350
営 業 費 用			
支 払 手 数 料			2,285,073
広 告 宣 伝 費			142,622
調 査 費			125,478
営 業 雑 経 費			38,609
通 信 費		3,257	
印 刷 費		792	
協 会 費		8,587	
そ の 他		25,972	
営 業 費 用 計			2,591,783
一 般 管 理 費			
給 料			1,051,732
役 員 報 酬	*1	114,219	
給 料 ・ 手 当		780,527	
賞 与		156,985	
交 際 費			5,276
旅 費 交 通 費			35,861
租 税 公 課			25,203
不 動 産 賃 借 料			109,233
退 職 給 付 費 用			88,667
事 務 委 託 費			1,028,976
諸 経 費			14,605
一 般 管 理 費 計			2,359,557
営 業 利 益			2,737,009
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		3,907	
為 替 差 益		433	
営 業 外 収 益 計			4,340
経 常 利 益			2,741,350
税 引 前 中 間 純 利 益			2,741,350
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			1,092,018
還 付 法 人 税 等			11,766
法 人 税 等 調 整 額			72,900
中 間 純 利 益			1,588,198

(3) 中間株主資本等変動計算書

第14期 中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

（単位: 千円）

株 主 資 本			
資 本 金	前 期 末 残 高		2,200,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		2,200,000
利 益 剰 余 金			
利 益 準 備 金	前 期 末 残 高		550,000
	当中間期変動額		-
	当中間期末残高		550,000
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	前 期 末 残 高		3,760,517
	当中間期変動額	剰余金の配当 当期純利益	△ 3,760,516 1,588,198
	当中間期末残高		1,588,198
利 益 剰 余 金 合 計	前 期 末 残 高		4,310,517
	当中間期変動額		△ 2,172,318
	当中間期末残高		2,138,198
株 主 資 本 合 計	前 期 末 残 高		6,510,517
	当中間期変動額		△ 2,172,318
	当中間期末残高		4,338,198
純 資 産 合 計			
	前 期 末 残 高		6,510,517
	当中間期変動額		△ 2,172,318
	当中間期末残高		4,338,198

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

科 目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
1 引当金の計上基準	(1) 退職給与引当金 退職給与に備えるため、退職給与規程に従い算出される、当中間会計年度末において発生していると認められる退職給与の見込額に基づき必要額を計上しております。 このうち、役員分は 63,661千円であります。
2 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。 (2) 退職給付会計 退職給付費用は従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。また過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用収益処理方法は以下のとおりであります。過去勤務債務は、発生年度に全額費用処理しております。数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

追 加 情 報

科 目	第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
未収委託者報酬、未払費用	未収委託者報酬及び未払費用は、従来、未払代行手数料を含まない額を資産及び負債に計上しておりましたが、当会計年度から、未払代行手数料を含んだ未収委託者報酬を資産計上するとともに、未払代行手数料を未払費用に計上する表示方法に変更いたしました。この結果、従来の方によった場合に比較して、未収委託者報酬及び未払費用は、1,244,532千円大きく計上されておりますが、中間純利益に対する影響はありません。

注 記 事 項

(中間損益計算書関係)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)			
*1 役員報酬の範囲額	取締役	年額 300百万円以内	
	監査役	年額 50百万円以内	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	21,600	-	-	21,600

2. 配当金に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	3,760,516	174,098	平成20年3月31日	平成20年6月19日

(デリバティブ取引関係)

第14期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	
1株当たり純資産額	200,842円52銭
1株当たり中間純利益金額	73,527円69銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,588,198千円
普通株式に係る中間純利益	1,588,198千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

当社の営む業務に第一種および第二種金融商品取引業を加えるための所要の変更を行いました。なお、この変更は平成20年9月4日付の株主総会において承認されております。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	資本金の額 (平成20年4月1日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,242億円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成20年4月1日現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,969億円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成20年12月末現在)	事業の内容
ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント（オーストラリア）リミテッド	800万オーストラリアドル（約536百万円）※	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

※平成21年3月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1オーストラリアドル＝67.01円）にて円換算

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の通知、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託者から運用指図に関する権限の委託を受け、当ファンドの投資顧問会社として、信託財産の運用指図を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

平成20年7月23日	臨時報告書提出
平成20年8月21日	臨時報告書提出
平成20年9月22日	臨時報告書提出
平成20年10月16日	有価証券報告書および有価証券届出書提出
平成20年10月22日	臨時報告書提出

独立監査人の監査報告書

平成21年3月11日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成20年7月18日から平成21年1月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成21年1月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	猪鼻孝夫 印
----------------	-------	--------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山口光信 印
----------------	-------	--------

業務執行社員	公認会計士	野元寿文 印
--------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月10日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 光 信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 元 寿 文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年9月17日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成20年1月18日から平成20年7月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSオーストラリア債券オープン（毎月分配型）の平成20年7月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	猪鼻孝夫 印
----------------	-------	--------

代表社員 業務執行社員	公認会計士	山口光信 印
----------------	-------	--------

業務執行社員	公認会計士	野元寿文 印
--------	-------	--------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社（本書提出会社）が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。